

四半期報告書

(第11期第1四半期)

自 平成21年1月1日

至 平成21年3月31日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

東京都港区虎ノ門三丁目4番8号

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	15
(6) 議決権の状況	15
2 株価の推移	15
3 役員の状況	15
第5 経理の状況	16
1 四半期連結財務諸表	17
(1) 四半期連結貸借対照表	17
(2) 四半期連結損益計算書	18
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月14日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
【英訳名】	Golf Digest Online Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 石坂 信也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03) 5408-3188
【事務連絡者氏名】	主計/経理管掌ゼネラルマネージャー 酒井 敦史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03) 5408-3188
【事務連絡者氏名】	主計/経理管掌ゼネラルマネージャー 酒井 敦史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期連結 累計（会計）期間	第10期
会計期間	自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
売上高（千円）	2,723,206	12,755,288
経常利益又は損失（△）（千円）	△2,121	689,006
四半期（当期）純利益又は純損失 （△）（千円）	△19,018	270,323
純資産額（千円）	2,289,179	2,357,947
総資産額（千円）	5,368,091	5,025,420
1株当たり純資産額（円）	13,707.35	14,194.23
1株当たり四半期（当期）純利益 又は純損失金額（△）（円）	△116.15	1,655.89
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	1,633.54
自己資本比率（％）	41.8	46.3
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	10,089	206,287
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△85,504	△113,478
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	489,351	△149,001
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	1,564,222	1,150,285
従業員数（人）	208	200

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第11期第1四半期連結累計（会計）期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	208（106）
---------	----------

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	183（37）
---------	---------

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
ゴルフ用品E コマース事業 (千円)	1,530,789
合計 (千円)	1,530,789

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
ゴルフ用品E コマース事業 (千円)	2,110,162
ゴルフ場向けサービス事業 (千円)	436,314
メディア事業 (千円)	176,729
合計 (千円)	2,723,206

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の概況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、前年の米国に端を発する金融不安が、わが国の金融や資本市場に想像以上の速さと規模で波及しました。その結果、国内の経済環境は著しく悪化し、出口の見えない厳しい景況感の中で推移しました。当社グループが対面するゴルフ業界におきましては、若手プロゴルファーの海外挑戦などが明るい話題となり、特に若年層や女性層でゴルフへの関心がますます高まっております。また、このようなゴルフ人気の上昇や、健康志向の高まりを背景に、ゴルフプレーに対する需要は安定した伸びを示しております。一方、ゴルフ用品の販売につきましては、消費者心理の冷え込みを背景とした買い控え、販売価格の下落等、厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは「お客様満足度の向上」を今期の経営のテーマに掲げ、ゴルファーのニーズを深く理解し、お客様の期待に応えるため、より魅力あるゴルフのワンストップ・サービスの提供に取り組んでまいりました。こうした努力により、当社グループの収益先行指標の一つである「GDOクラブ会員数」は順調に増加し、平成21年3月には140万人を超えております。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の営業成績は、売上高2,723百万円と堅調に推移した一方、売上原価、販売費及び一般管理費の上昇を吸収するには至らず、営業損失4百万円、経常損失2百万円、四半期純損失19百万円となりました。

事業の種類別セグメントの主な状況は、以下のとおりであります。

『ゴルフ用品Eコマース事業』

当第1四半期連結会計期間における当事業部門は、売上高2,110百万円、営業利益63百万円となりました。お客様にとって魅力ある商品を揃え、商品情報の充実や、販促の強化などを図ることにより、冷え込む経済環境の中でもゴルファーの購買意欲の喚起、購入者数の増加に努めました。また、当事業では、新たな顧客開拓と売上の拡大を目的に、3月下旬より、オンラインストアAmazon.co.jpの法人向け出店型サービス『マーチャント@amazon.co.jp (R)』を利用し、Amazon.co.jp内にGDOショップを出店しましたが、当連結会計期間業績に与える影響は軽微なものにとどまりました。

『ゴルフ場向けサービス事業』

当第1四半期連結会計期間における当事業部門は、売上高436百万円、営業利益205百万円となりました。期初には雪などによる天候不順で影響を受けましたが、ゴルフ場との関係強化を図ることにより顧客にとって魅力ある予約枠の提供に努め、ゴルフ場への送客人数増加のための施策を行いました。その結果、平成21年1月末に当該サービス経由のゴルフ場でのプレー者数が累計で1,000万人を突破しました。

『メディア事業』

当第1四半期連結会計期間における当事業部門は、売上高176百万円、営業利益6百万円となりました。インターネット広告売上は、昨年10月のシステム不正攻撃によるサイト停止の影響からの回復基調は見られるものの、各社が広告出稿を手控える厳しい環境下に加え、ゴルフのオフシーズンとも重なり非常に厳しい状況で推移しました。一方、有料会員数の伸びが鈍化しているモバイルサービス向けには、魅力的な有料コンテンツの提供により新規会員の獲得に努めております。「お客様満足度の向上」という経営テーマ推進の為、『メディア事業』は他2事業部門との関係を強化しながらその礎を築いております。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

総資産は、主に有形固定資産の増加により、前連結会計年度末に比べ342百万円増加し、5,368百万円となりました。

負債は、主に短期借入金の増加により、前連結会計年度末に比べ411百万円増加し3,078百万円となりました。

純資産は、主に利益剰余金の減少により、前連結会計年度末に比べ68百万円減少し2,289百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて413百万円増加し、1,564百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動における資金は10百万円の増加となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純損失が3百万円、売上債権の減少による増加223百万円、仕入債務の減少による支出124百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動における資金は85百万円の減少となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出29百万円、無形固定資産の取得による支出56百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動における資金は489百万円の増加となりました。主な要因は、運転資金のための新規短期借入金1,600百万円の実施、短期借入金の返済1,000百万円があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	591,640
計	591,640

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	163,740	163,740	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 していません。
計	163,740	163,740	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株引受権
(平成13年9月14日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000
新株予約権の行使期間	平成15年9月15日から 平成22年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 11,000
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成14年12月25日をもって1株を3株の割合で株式分割(平成14年11月28日取締役会決議)、平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

2. 当社が株式の分割及び調整前発行価額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により、付与株式数を調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{1株当たり調整前発行価額}}{\text{1株当たり調整後発行価額}}$$

3. 株式の分割及び調整前発行価額を下回る価額で新株を発行(転換社債又は優先株式の転換及び新株引受権証券による権利行使の場合を含まない)するときは、次の算式により、発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 付与対象者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができる。なお、行使可能な株式数が1株の整数倍でない場合には、1株未満の端数を切り上げた数とする。
- ① 平成15年9月15日から平成16年8月31日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
- ② 平成16年9月1日から平成22年8月29日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。
- (2) 権利行使時において、付与対象者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (3) 付与対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (4) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

② 旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月30日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日から 平成24年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成14年12月25日をもって1株を3株の割合で株式分割(平成14年11月28日取締役会決議)、平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

3. 新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができる。
- ① 平成16年11月1日から平成17年8月31日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
 - ② 平成17年9月1日から平成24年8月31日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

- (2) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (3) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (4) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

(平成15年7月22日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	139
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,780
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17,500
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,500 資本組入額 8,750
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。
2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$
3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。
- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
 - (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成16年9月28日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	201,533
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 平成20年2月14日に2,500株を消却しております。
2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$
3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。
- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
4. 当該ストックオプションに係わる行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は以下のとおりであります。
- (1) 平成16年10月1日に付与されたストックオプション

発行価格 201,533円

資本組入額 100,767円

- (2) 平成17年4月1日に付与されたストックオプション

発行価格 156,700円

資本組入額 78,350円

5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成17年9月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105,973
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105,973 資本組入額 52,987
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成20年2月14日に730株を消却しております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権行使時に払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込金額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

1

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成20年3月26日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	5,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,900
新株予約権の行使期間	平成22年4月25日から 平成30年4月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,900 資本組入額 17,450
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 平成21年1月31日に40株を消却しております。
2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$
3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。
- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日	—	163,740	—	816,666	—	786,035

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 163,740	163,740	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	163,740	—	—
総株主の議決権	—	163,740	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高 (円)	22,990	22,000	20,450
最低 (円)	20,120	19,000	17,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,564,222	1,150,285
売掛金	805,830	1,028,859
商品	1,101,516	1,100,232
その他	197,478	238,612
貸倒引当金	△166	△194
流動資産合計	3,668,881	3,517,795
固定資産		
有形固定資産	※ 439,070	※ 223,978
無形固定資産		
のれん	320,109	343,532
その他	354,271	346,576
無形固定資産合計	674,381	690,109
投資その他の資産		
その他	588,242	596,039
貸倒引当金	△2,484	△2,501
投資その他の資産合計	585,758	593,537
固定資産合計	1,699,209	1,507,625
資産合計	5,368,091	5,025,420
負債の部		
流動負債		
買掛金	687,886	812,175
短期借入金	1,400,000	800,000
1年内返済予定の長期借入金	159,996	159,996
未払法人税等	5,101	107,754
ポイント引当金	218,903	207,966
その他	501,665	412,718
流動負債合計	2,973,552	2,500,611
固定負債		
長期借入金	13,344	66,676
その他	92,015	100,184
固定負債合計	105,359	166,860
負債合計	3,078,911	2,667,472
純資産の部		
株主資本		
資本金	816,666	816,666
資本剰余金	786,035	786,035
利益剰余金	633,514	709,842
株主資本合計	2,236,215	2,312,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,225	11,619
評価・換算差額等合計	8,225	11,619
新株予約権	44,738	33,785
純資産合計	2,289,179	2,357,947
負債純資産合計	5,368,091	5,025,420

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	2,723,206
売上原価	1,743,366
売上総利益	979,839
販売費及び一般管理費	※ 984,624
営業損失(△)	△4,785
営業外収益	
受取利息	2,189
不動産賃貸料	3,061
その他	1,058
営業外収益合計	6,309
営業外費用	
支払利息	3,638
その他	7
営業外費用合計	3,645
経常損失(△)	△2,121
特別損失	
投資有価証券評価損	454
固定資産除却損	437
その他	12
特別損失合計	904
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,025
法人税、住民税及び事業税	2,308
法人税等調整額	13,684
法人税等合計	15,992
四半期純損失(△)	△19,018

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△3,025
減価償却費	28,437
無形固定資産除却損	437
受取利息及び受取配当金	△2,189
支払利息	3,638
株式交付費	7
投資有価証券評価損益 (△は益)	454
のれん償却額	23,422
株式報酬費用	10,953
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	10,936
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△45
売上債権の増減額 (△は増加)	223,046
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,284
未収入金の増減額 (△は増加)	2,548
未収消費税等の増減額 (△は増加)	22,907
前払費用の増減額 (△は増加)	3,025
仕入債務の増減額 (△は減少)	△124,289
未払金の増減額 (△は減少)	△26,457
未払費用の増減額 (△は減少)	△70,343
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3,418
前受金の増減額 (△は減少)	8,275
預り金の増減額 (△は減少)	7,730
その他の資産の増減額 (△は増加)	△2,658
その他の負債の増減額 (△は減少)	△12,687
小計	106,258
利息及び配当金の受取額	776
利息の支払額	△3,833
法人税等の支払額	△93,130
法人税等の還付額	18
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,089
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△29,903
無形固定資産の取得による支出	△56,018
その他	418
投資活動によるキャッシュ・フロー	△85,504
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	1,600,000
短期借入金の返済による支出	△1,000,000
長期借入金の返済による支出	△53,332
配当金の支払額	△57,309
その他	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	489,351
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	413,936
現金及び現金同等物の期首残高	1,150,285
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,564,222

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項 の変更</p>	<p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 たな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益法の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これに伴う営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>「リース取引に関する会計基準」の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができるようになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
一般債権の貸倒見積高の算 定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績 率等が、前連結会計年度末に算定したもの と著しい変化がないと認められるため、前 連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して 貸倒見積高を算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 162,097千円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 153,531千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
※ 主要な費目及び金額は次のとおりであります。
従業員給与 318,892千円
ポイント引当金繰入額 10,936千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)
現金及び預金勘定 1,564,222千円
預入期間が3か月を超える 定期預金 -千円
現金及び現金同等物 1,564,222千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 163,740株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 44,738千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年3月25日 第10回定時株主総会	普通株式	57	利益剰余金	350	平成20年 12月31日	平成21年 3月26日

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

	ゴルフ用品E コマース事業 (千円)	ゴルフ場向け サービス事業 (千円)	メディア事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,110,162	436,314	176,729	2,723,206	—	2,723,206
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	(—)	—
計	2,110,162	436,314	176,729	2,723,206	(—)	2,723,206
営業利益又は営業損失	63,146	205,339	6,581	275,067	(279,852)	△4,785

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、商品・サービス等の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な内容

事業区分	主要なサービス
ゴルフ用品Eコマース事業	ゴルフ用品ネット販売サービス、中古ゴルフ用品買取販売サービス、セレクトショップ
ゴルフ場向けサービス事業	ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス
メディア事業	広告・マーケティングサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、モバイルサービス、クレジットカード会員サービス、オンラインメディア、コミュニティ運営

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 10,953千円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 13,707.35円	1株当たり純資産額 14,194.23円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 116.15円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(千円)	19,018
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	19,018
期中平均株式数(株)	163,740
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月1日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。